

特別養護老人ホームひまわりの園

運営規程

社会福祉法人 健翔会

# 特別養護老人ホームひまわりの園運営規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健翔会が設置経営する指定介護老人福祉施設の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

- 2 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。
- 3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業所、居宅サービス介護事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

## 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の区分及び定数)

第3条 指定介護老人福祉施設従業者として次の職種を配置する。

一 施設長	1名
二 医師	1名
三 生活相談員	1名以上
四 介護職員	21名以上
五 看護職員	3名以上
六 管理栄養士	1名以上
七 機能訓練指導員	1名以上
八 介護支援専門員	1名以上

- 2 前項に定めるもののほか必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職務分掌)

第4条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

一 施設長

指定介護老人福祉施設の従業者の管理及び指定介護老人福祉施設サービスの実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。従業者に、運営に関する基準の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

二 医師

入居者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

三 生活相談員

入居者の入退居、相談、助言及び企画案、実施を行う。

四 介護職員

施設サービス計画に従った介護及び入居者の日常生活の援助業務を行う。

五 看護職員

施設サービス計画に従った看護及び医師の指示による入居者の看護、施設の保健衛生業務を行う。

六 管理栄養士

給食管理、入居者の栄養指導を行う。

七 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能の改善又はその減退を防止するための訓練を行う。

八 介護支援専門員

介護支援専門員は、第23条の施設サービス計画の作成に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

イ 入居申込者の入居に際し、入居者に係る居宅介護支援事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握する。

ロ 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるか定期的に検討し、従業者の間で協議する。

ハ その心身の状況、その置かれている環境に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及びその家族の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退居の為に必要な援助を行う。

ニ 入居者の退居に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者等に対して情報提供をするほか、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接に連携する。

ホ 指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者又は他の利用者等の

生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。

へ 指定介護福祉施設サービスに関する入居者及びその家族から苦情を受けつけた場合は、苦情の内容等を記録する。

ト 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

### 第3章 入居定員

(定員)

第5条 指定介護老人福祉施設の利用定員は、60名とする。

ユニット数 6 2F (ユニット①5名,ユニット②9名,ユニット③8名,  
ユニット④8名)

3F (ユニット①5名,ユニット②9名,ユニット③8名,  
ユニット④8名)

### 第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(介護)

第6条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
- 3 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- 5 おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
- 6 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。
- 7 前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

8 入居者に対し、当該指定介護老人福祉施設のユニット従業者に介護をさせる。

(食事の提供)

第7条 食の提供に当たっては入居者の心身の状況、嗜好、栄養に配慮した食事を提供する。

- 2 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- 4 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が食堂で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第8条 常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第9条 入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援する。

- 2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族において行うことが困難である場合は、入居者又はその家族の同意を得て代わって行う。
- 3 常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- 4 入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第10条 入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第11条 医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 医師は、入居者に対して行った健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載する。ただし、健康手帳を有しない入居者については、この限りでない。

(指定介護福祉施設サービスの利用料)

第12条 介護保険制度における利用料は介護報酬の告示上の額とする。又、入居者負担の割合については、介護保険負担割合証に記載された割合とする。

一 法定代理受領サービスに該当する利用料

(1) ユニット型介護福祉施設サービス費

法定代理受領サービスに該当する利用料は、別紙『重要事項説明書』当施設が提供するサービスと利用料金の介護保険の給付対象となる利用料に定める額とする。

(2) 各種加算

法定代理受領サービスに該当する利用料は、別紙『重要事項説明書』当施設が提供するサービスと利用料金の介護保険の給付対象となる利用料に定める額とする。

二 法定代理受領サービスに該当しない利用料は、別紙『重要事項説明書』当施設が提供するサービスと利用料金の介護保険の給付対象とならない利用料に定める額とする。

三 食事の提供に要する費用は、別紙『重要事項説明書』当施設が提供するサービスと利用料金食費及び居住費に定める額とする。

四 居住費の提供に要する費用は、別紙『重要事項説明書』当施設が提供するサービスと利用料金食費及び居住費に定める額とする。

2 その他の利用料

一 特別な食事

1,000円～2,000円程度/回

二 理美容代

実費

三 入退居時の鳥栖市、三養基郡、久留米市、小郡市、及び筑紫野市への送迎に要する費用

(片道) 1,840円

四 レクリエーション

実費

五 インフルエンザ予防接種費用

実費

六 複写物の交付

実費

七 契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

1日当たり 2,006 円/日

八 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その入居者が負担することが適当と認められる費用

3 前2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入居者又はその家族の同意を得る。

(利用料の軽減)

第13条 低所得者及び生活保護受給者である場合には別に定める軽減規定に基づき利用料を軽減することができる。

## 第5章 サービス利用に当たっての留意事項

(施設利用の際の留意事項)

第14条 入居者は指定介護福祉施設サービスの提供を受ける際に、次の各号に留意するものとする。

一 機能訓練機器を利用する際の留意事項

イ 機器の使用は、当施設の職員の指導により行う。

二 衛生管理に関する留意事項

イ 来所時は、当施設で準備した、手指消毒にて消毒を行う。

ロ 飲食分、酒類の持ち込みは、原則として禁止する。

三 その他

イ 喫煙は定められた場所で行う。

ロ 主治医又はその他の医師から心身の状態に関して、何らかの指示を受けた場合は、速やかに当施設の職員へ連絡する。

ハ 施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動は行わない。

ニ 居室内での火気取り扱いは禁止する。

## 第6章 運営に関する事項

(手続き内容の説明及び同意)

第15条 指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の入居申込者のサ

ービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い当該提供の開始について入居申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第 16 条 指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その入居申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努める。

(提供拒否の禁止)

第 17 条 正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第 18 条 入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(入退居)

第 19 条 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な入居者を対象に、指定介護福祉施設サービスを提供する。

2 入居申込者の数が入居定員を超えている場合には、介護の必要程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努める。

3 入居申込者の入居に際しては、その入居者に係る居宅介護支援事業者等に対する照会等により、入居の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

4 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討する。

5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議する。

6 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及び家庭の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退居のために必要な援助を



行う。

- 7 入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 20 条 入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行う。

(入退居の記録の記載)

第 21 条 入居に際しては入居の年月日ならびに入居する介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

- 2 指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録する。

(保健給付の請求のための証明書の交付)

第 22 条 法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、提供した指定介護福祉施設サービス内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

第 23 条 指定介護老人福祉施設の施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的活動によるサービス等の活用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努める。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十

分に説明し、理解を得る。

- 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者と家族のアセスメント結果を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入居者に対する指定介護老人福祉施設の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作の原案の内容について、入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者又はその家族の同意を得る。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者又はその家族に交付する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入居者及びその家族ならびに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行う。
  - 一 定期的に入居者に面接する。
  - 二 定期的モニタリングの結果を記録する。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地から意見を求める。
  - 一 入居者が要介護更新認定を受けた場合
  - 二 入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第24条 入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日

常生活を支援する。

- 2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシー確保に配慮して行う。
- 4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自律した生活を支援する事を基本として、入居者の要介護の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 身体介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 6 指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- 7 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録する。
- 8 自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第 25 条 入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね 2 か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入居することができるようにする。

(入居者に関する保険者への通知)

第 26 条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

- 一 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、又は、受けようとしたとき。

## 第 7 章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第 27 条 現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急

変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 28 条 事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

二 事故が発生した場合又はそれに到る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

また、措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

5 前項の損害賠償においては、施設が加入している保険の範囲内において行う。

## 第 8 章 非常災害対策等

(非常災害対策等)

第 29 条 水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画を作成し、入居者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行う。

2. 防災訓練計画により年 2 回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行う。

3 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努める。

4. 消火設備その他の非常災害に際して必要な整備を設ける。

## 第 9 章 その他の運営に関する事項

(勤務体制の確保等)

第 30 条 入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定める。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の

各号に定める職員配置を行う。

- 一 日中については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員又は看護職員を配置する。
  - 二 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1名以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。
  - 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置する。
- 3 当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

(定員の厳守)

第31条 ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第32条 虐待の防止の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果に従事者に周知徹底を図るものとする。
  - 二 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
  - 三 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
  - 四 前三項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
2. 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等の協力するよう努める。

(衛生管理等)

- 第33条 入居者の使用する食器その他の整備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
- 一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防又はまん延の防止のための対策を検討する委員会を月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - 二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防又はまん延の防止

のための指針を整備する。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防又はまん延の防止の為の研修を定期的実施する。

四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(協力医療機関等)

第 34 条 入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関、協力歯科医療機関を定める。

(掲示)

第 35 条 当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 36 条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を洩らさない。

2 指定介護老人福祉施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を洩らすことがないよう、別に定める個人情報保護規程に基づき必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業所等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章により入居者の同意を得る。

(苦情解決)

第 37 条 提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 提供した指定介護福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該保険者からの質問もしくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 保険者からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を保険者に報告する。

5 提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導

又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(地域等との連携)

第 38 条 運営に当たっては、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関しては、保険者等が派遣して行う相談及び援助事業、その他保険者が実施する事業に協力する。

- 2 その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(記録の整備)

第 39 条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

一 施設サービス計画

二 第 21 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録

三 第 24 条第 7 項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

四 第 26 条に規定する保険者への通知に係る記録

五 第 28 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

六 第 37 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(広告)

第 40 条 当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとしなない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 41 条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(会計の区分)

第 42 条 指定介護老人福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区別

する。

#### 附 則

この運営規程は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この運営規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

この運営規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この運営規程は令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

この運営規程は令和 4 年 3 月 1 日から施行する

この運営規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。